

平成27年度 随意契約の公表(学校教育部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成27年4月1日から平成27年9月30日までの随意契約

【学校教育部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
学務給食課	八尾市立各小・中学校の児童・生徒及び教職員等の結核検診委託	平成27年4月1日	(一財)大阪府結核予防会	大阪市中央区道修町4-6-5	単価契約 (年間見込額) 3,982,000円	本業務については、結核の早期発見と感染予防を目的としており、検診対象児童・生徒及び教職員に対し、スクリーニングから精密検査、その後の経過観察まで、一貫して実施し、結果報告について迅速な対応ができ、学校検診の実績と信頼性が必要とされ、その能力を有するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
学務給食課	教職員定期健康診断業務	平成27年4月1日	(医)恵生会 恵生会病院	大阪府東大阪市鷹殿町20-29	単価契約 (年間見込額) 6,183,000円	本業務については、一定の継続性をもって成果を見極める必要があり、特に経年変化比較対象期間については、委託先の変更によって健康状況の把握に困難が生じるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
学務給食課	脊柱側弯症検査委託	平成27年8月31日	(医)厚生会 厚生クリニック	大阪府貝塚市麻生中907-1	単価契約 (年間見込額) 3,872,000円	実施可能な機関が府下では他に存在しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
学務給食課	就学援助システム保守サービス業務	平成27年4月1日	(株)アイネス	大阪市中央区瓦町1-4-8	950,400円	当該システムは(株)アイネスが独自開発したシステムであり、本システムを安定的に運用するためには、システム内容に精通した(株)アイネスに保守業務を委託することが不可欠であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
学務給食課	小荷物専用昇降機保守点検業務委託	平成27年4月1日	クマリフト(株)	摂津市南別府町15-47	2,882,304円	当該装置は同社が製作した装置であり、同社でないと保守ができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
学務給食課	小荷物専用昇降機保守点検業務委託	平成27年4月1日	三精テクノ ジーズ(株)	大阪市淀川区宮原4丁目3番29号	736,128円	当該装置は同社が製作した装置であり、同社でないと保守ができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
学務給食課	小荷物専用昇降機保守点検業務委託	平成27年4月1日	三洋輸送機工業(株)	尼崎市南清水39-8	1,104,192円	当該装置は同社が製作した装置であり、同社でないと保守ができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
学務給食課	給食調理業務委託	平成27年4月1日	双葉給食(株)	高槻市下田部町2-41-14	18,144,000円	毎年委託業者が変わると、安定的な学校給食の提供が困難になる。そのため、入札後4年間は随意契約として、安定を図っている。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)
学務給食課	給食調理業務委託	平成27年4月1日	双葉給食(株)	高槻市下田部町2-41-14	13,986,000円	毎年委託業者が変わると、安定的な学校給食の提供が困難になる。そのため、入札後4年間は随意契約として、安定を図っている。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)
学務給食課	給食調理業務委託	平成27年4月1日	一富士フードサービス(株)近畿支社	大阪市福島区福島4-6-31	16,740,000円	毎年委託業者が変わると、安定的な学校給食の提供が困難になる。そのため、入札後4年間は随意契約として、安定を図っている。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)
学務給食課	給食配送業務委託	平成27年4月1日	日本通運(株)天王寺支店	八尾市神武町2-24	5,683,733円	本相手方は前年、当該校の業務を入札により受託し問題なく業務遂行していることから、耐震化工事に伴う給食配送業務について契約を行なった。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)
学務給食課	給食配送業務委託	平成27年9月1日	日本通運(株)天王寺支店	八尾市神武町2-24	4,914,000円	本業務については一般競争入札を実施したが不調に至った。新学期からの配送に支障が出ないよう早急に契約する必要があり、入札時の最低価格提示業者かつ当該業務に十分な実績を持つ現行受託者である同社と、協議により予定価格内で契約することとなった。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当)
学務給食課	給食配送業務委託	平成27年9月1日	日本通運(株)天王寺支店	八尾市神武町2-24	2,808,000円	本業務については一般競争入札を実施したが不調に至った。新学期からの配送に支障が出ないよう早急に契約する必要があり、入札時の最低価格提示業者かつ当該業務に十分な実績を持つ現行受託者である同社と、協議により予定価格内で契約することとなった。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当)
学務給食課	学校給食用パン・米飯包装業務委託	平成27年4月1日	関西食品工業(株)	八尾市栄町2-2-21	単価契約 (年間見込額) 2,014,000円	大阪府学校給食会から同社がパン及び米飯の製造・搬入を委託されており、同社でないと包装業務ができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
学務給食課	曙川小学校給食場 ドア等他修繕	平成27年4月1日	(株)津田工務店	八尾市安中町4丁目7番2号	800,280円	老朽化により給食場のドアの補修の必要性が判明し、新学期の給食開始日との関係から緊急に修繕を行なう必要があったため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当)
学務給食課	高安西小学校調理場 給食用備品修繕	平成27年4月1日	三和厨房(株)	八尾市中田4丁目15番地	756,000円	老朽化により回転釜の補修の必要性が判明し、新学期の給食開始日との関係から緊急に修繕を行なう必要があったため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当)
学務給食課	桂小学校調理場 給食用備品修繕	平成27年4月24日	三和厨房(株)	八尾市中田4丁目15番地	795,096円	老朽化により回転釜の補修の必要性が判明し、毎日の給食提供のため緊急に修繕を行なう必要があったため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当)
学務給食課	長池小学校給食室 給湯器取替補修	平成27年7月21日	エツカ商事(株)	大八尾市南木の本4丁目94	848,448円	食器食缶洗浄機の移設に伴い、現状の給湯設備では能力不足であることが判明し、緊急に給湯設備の能力を向上する必要があったため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当)
学務給食課	高安西小学校1階 配膳室両引扉等補修	平成27年7月31日	ライフ建商	八尾市福万寺町2-50-2	816,480円	老朽化により配膳室の扉の補修の必要性が判明し、新学期の給食開始日との関係から緊急に修繕を行なう必要があったため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当)
学務給食課	久宝寺小学校1階 配膳室出入口建具 取付補修	平成27年8月1日	ライフ建商	八尾市福万寺町2-50-2	756,000円	老朽化により配膳室の出入口建具の補修の必要性が判明し、新学期の給食開始日との関係から緊急に修繕を行なう必要があったため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当)
学務給食課	八尾市中学校給食 調理委託業務	平成27年8月1日	(株)松ちゃん 給食	八尾市相生町1丁目8番43号	単価契約 (年間見込額) 30,960,000円	当該業務については、安全・安心な学校給食を提供するにあたり、価格だけでなく、衛生管理、配送体制、経営能力等を総合的に勘案する必要があるため、プロポーザル方式により選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
指導課	八尾市英語指導者派遣事業	平成27年4月1日	株式会社アルティアセントラル	名古屋市中区栄1-29-29	28,110,953円	教育現場へ専門的知識及び技能を持つNETを派遣するという業務の特殊性を考慮し、平成24年度にプロポーザル方式により左記業者を選定し、平成27年6月まで引き続き同業者にて事業を実施する (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
指導課	手話通訳等業務委託	平成27年4月1日	NPO法人自立生活センターやお	八尾市西山本町2-10-11-104	単価契約 (年間見込額) 577,500円	手話通訳に当たり、各学校での授業方法等について熟知しており、かつ、対象の児童・生徒のことをよく理解している中で、スムーズに教育活動を支援するには、性質及び目的とも入札に適しない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
指導課	八尾市立永畑・高美南・曙川東・北高安・中高安・南高安小学校通学路安全誘導業務委託	平成27年4月1日	公益社団法人八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町1-10-32	単価契約 (年間見込額) 1,293,600円	児童の安全確保には、学校・地域との連携が不可欠であることから、地域や学校の状況に精通した人材、また登下校時の児童の様子をくみ取り、児童と交流のできる人生経験が豊かで包容力の人材が求められることから、そのような人材を豊富に持つシルバー人材センターと契約することが望ましい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
指導課	八尾市立特別支援学校バス添乗・介添及び洗濯業務委託	平成27年4月1日	株式会社ビケンテクノ	吹田市南金田2-12-1	2,494,800円	特別支援教育においての当該児童・生徒の特性上毎年担当者が変わることは当該児童・生徒の負担となり教育上好ましくない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
指導課	八尾市中学校体育大会事業委託	平成27年4月24日	八尾市中学校体育連盟	八尾市大字八尾木167	670,000円	八尾市立全15中学校に対して中学校体育大会事業の委託をするものであり、他の業者ではその目的が達せられないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
指導課	八尾市小・中学校生活指導研究事業委託	平成27年5月1日	八尾市小・中学校生活指導研究協議会	八尾市高美町2-1-22	670,000円	八尾市立全小・中学校44校に対して生徒指導研究事業を委託するものであり、他の業者ではその目的が達せられないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
指導課	八尾市立中学校進路指導特別対策事業委託	平成27年5月1日	八尾市立中学校進路指導特別対策委員会	八尾市南亀井町4-1-48	713,000円	八尾市立全15中学校に対して進路指導特別対策事業を委託するものであり、他の業者ではその目的が達せられないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
教育サポートセンター	八尾市教育情報ネットワーク機器保守業務委託契約	平成27年4月1日	扶桑電通(株)関西支店	大阪市北区堂島浜2丁目1番9号(古河大阪ビル)	2,253,506円	八尾市地域イントラネット保守業者のため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
教育サポートセンター	教育情報ネットワーク最適化業務委託契約	平成27年6月1日	扶桑電通(株)関西支店	大阪市北区堂島浜2丁目1番9号(古河大阪ビル)	1,242,000円	八尾市地域イントラネット保守業者のため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
教育サポートセンター	八尾市立安中幼稚園園舎耐震化に伴う光ケーブル配線移設業務	平成27年6月2日	(株)ケイ・オプティコム	大阪市北区中之島三丁目3番23号	1,209,600円	本市の光ケーブルは契約相手方の回線を利用しているため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
教育サポートセンター	八尾市立志紀小学校校舎改築に伴う光ケーブル配線移設業務	平成27年6月2日	(株)ケイ・オプティコム	大阪市北区中之島三丁目3番23号	2,030,400円	本市の光ケーブルは契約相手方の回線を利用しているため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
教育サポートセンター	八尾市立用和小学校校舎耐震化に伴う光ケーブル配線移設業務	平成27年6月2日	(株)ケイ・オプティコム	大阪市北区中之島三丁目3番23号	1,350,000円	本市の光ケーブルは契約相手方の回線を利用しているため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
教育サポートセンター	八尾市立成法中学校校舎耐震化に伴う光ケーブル配線移設業務	平成27年6月16日	(株)ケイ・オプティコム	大阪市北区中之島三丁目3番23号	1,701,000円	本市の光ケーブルは契約相手方の回線を利用しているため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
教育サポートセンター	八尾市立南山本小学校校舎耐震化に伴う光ケーブル配線移設業務	平成27年7月8日	(株)ケイ・オプティコム	大阪市北区中之島三丁目3番23号	613,440円	本市の光ケーブルは契約相手方の回線を利用しているため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
教育サポートセンター	教育情報ネットワーク機器整備業務	平成27年9月2日	扶桑電通(株)関西支店	大阪市北区堂島浜2丁目1番9号(古河大阪ビル)	1,501,200円	八尾市地域イントラネット保守業者のため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)